

静岡県告示第419号

静岡県養育費取決支援金交付要綱を次のように定める。

令和7年5月27日

静岡県知事 鈴木 康 友

静岡県養育費取決支援金交付要綱

第1 目的

知事は、ひとり親家庭の児童に係る養育費の取決めがなされていない状況の改善を図り、養育費確保に繋がる枠組みを整えるため、取り決め内容の債務名義の取得にかかる費用に対し、予算の範囲内において支援金を交付することとし、その交付に関しては、この要綱の定めるところによる。

第2 定義

- (1) この要綱において「ひとり親」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子のうち、養育費の取決めの対象となる児童の親権者で現に当該児童を扶養している者をいう。
- (2) この要綱において「児童」とは、二十歳に満たない者をいう。
- (3) この要綱において「養育費」とは、経済的・社会的に自立していない児童が自立するまでに要する費用であつて、衣食住に必要な経費、教育費及び医療費等をいう。
- (4) この要綱において「公正証書等」とは、養育費の取決めの内容が記載された公正証書（強制執行に服する旨の陳述が記載されているものに限る。）、調停調書、審判書、判決書及び和解調書等をいう。
- (5) この要綱において「養育費の取決めが確定した日」とは、公正証書作成日、または家庭裁判所の調停成立日、審判確定日、判決確定日、和解成立日をいう。

第3 交付の対象

支援金の交付を受けることのできる者は、県内の町に居住し、公正証書等による養育費の取決めをした者で、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 県税その他の租税を滞納していない者
 - (2) この要綱の規定に基づく支援金の交付の決定を受けていない者
 - (3) 過去に同一主旨の国、他の地方公共団体又は公共的団体の助成制度による財政的支援を受けていない、又は受ける見込みのない者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、支援金の交付の対象としない。
- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - (2) 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - (3) 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

- (5) 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

第4 対象経費及び交付額

支援金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、養育費の取決めに要する費用のうち、次に掲げる費用とする。

- (1) 公正証書（強制執行に服する旨の陳述が記載されているものに限る。）による養育費の取決めに要する公証人手数料令（平成5年政令第224号）第1条に規定する公証人手数料
 - (2) 家庭裁判所の調停申し立て又は裁判等に要する収入印紙の購入代金、戸籍抄本等の添付書類取得に係る費用及び送達等に要する郵便切手代
- 2 支援金の額は、前項第1号に定める対象経費につき43,000円を、同項第1号及び第2号に定める対象経費の合計76,000円を上限とする。

第5 交付の申請手続

支援金の交付を受けようとする者は、養育費の取決めが確定した日（令和7年4月1日以降の日に限る。）の属する月の翌月から6ヶ月以内に、様式第1号による静岡県養育費取決支援金交付申請書（請求書）を知事に提出しなければならない。ただし、期限までに提出することができない合理的な理由があると知事が認めた場合は、この限りでない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 当該申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本
ただし、発行日が申請書提出日から3か月以内のものを有効とする。
 - (2) 世帯全員の住民票の写し
ただし、発行日が申請書提出日から3か月以内のものを有効とする。
 - (3) 領収書その他申請者が対象経費を支出したことを証する書類で、次のアからエまでに掲げる事項が確認できるもの（郵便局及び官公署が発行する領収書並びにレシートについては、イ及びウのみで足りる。）
 - ア 書類の名宛人が申請者の氏名であること
 - イ 領収年月日
 - ウ 領収金額
 - エ 取引内容（但し書き）
 - (4) 公正証書等の謄本
裁判所に調停等を申立てた場合は、公正証書等の謄本のほか、申立書の写し（受付印、収入印紙貼付けが確認できるもの）
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要があると認めるもの

第6 交付の決定等

知事は、前条の規定による申請を受けたときは、これを審査し、適当と認めたときは、その交付を決定

するとともに、交付額を確定し、様式第2号による静岡県養育費取決支援金交付決定（確定）通知書により交付の決定を申請者に通知するものとする。

2 前項により交付の決定を通知後、支援金を交付すべきものと認めた対象者が指定する銀行等口座へ交付額を入金する。

3 第1項の審査の結果、支援金を交付すべきでないと認められたときは、様式第3号による静岡県養育費取決支援金不交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

第7 決定の取消し及び返還

知事は、支援金の交付をした場合において、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の返還を命じることができる。

(1) 本要綱の規定に違反した場合

(2) 錯誤、虚偽又は不正の手段を持って支援金の交付を受けた場合

2 知事は、前項の規定より支援金の返還を命令をしたときは、交付決定を受けた者に対し、様式第4号による静岡県養育費取決支援金支援金交付決定取消通知書及び返還命令書により通知するものとする。

第8 支援金の交付に関する調査

知事は、支援金の交付に関し、必要な調査を行うことができる。

2 支援金の交付を受けようとする又は交付を受けた者は、前項の調査に協力しなければならない。

第9 雑則

この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和7年度分の支援金から適用する。

年 月 日

静岡県知事 様

静岡県養育費取決支援金交付申請書（請求書）

申請者 住 所

氏 名

※自署しない場合は、押印してください。

連絡先

電子メール

静岡県養育費支援金について交付を受けたいので、静岡県養育費取決支援金交付要綱（以下、「要綱」という。）第 5 の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額

対象経費（該当に☑）	☐ ア. 公正証書による取決	※上限 43,000 円 円
	☐ イ. 家庭裁判所の調停申し立て等	※上限 76,000 円 円
	☐ ウ. ア 及び イ	※アの上限を 43,000 円とし、上限 76,000 円 円

2 養育費の取決の対象となる児童

	氏 名	生年月日	年齢
1		年 月 日	
2		年 月 日	
3		年 月 日	

3 添付資料

(1) 当該申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本

(提出日 3 か月以内に発行されたもの)

(2) 世帯全員の住民票の写し (提出日 3 か月以内に発行されたもの)

(3) 対象経費の領収書等の写し

(4) 公正証書等の謄本

※裁判所に調停等を申立てた場合は、申立書の写し (受付印、収入印紙貼付けが確認できるもの)

(5) その他、知事が必要と認めるもの

4 支援金振込み口座

金融機関名	銀行 金庫 農協	支店名	本店 支店 営業部 出張所
口座種別	普通・当座	口座番号	
フリガナ(カタカナ)			
口座名義			

〈注意事項〉

- ・ 振込先金融機関の口座確認書類を添付してください。
- ・ 申請者と振込口座名が異なる場合は委任状が必要です。

5 誓約・同意事項 (項目チェック欄に「✓」を入れてください)

- ☐ 県税その他の租税の滞納はありません。
- ☐ 過去に同一主旨の国、他の地方公共団体又は公共的団体の助成制度による財政的支援を受けていない、又は受ける見込みはありません。
- ☐ 受給実績を確認するため、他自治体に補助金に係る情報の照会、提供することに同意します。
- ☐ 要綱第 7 に該当した場合は、支援金を返還することを誓約します。

16 歳以上 19 歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書

申請者 住 所

氏 名

※自署しない場合は、押印してください。

私の所得税法上の扶養親族のうち、前年（請求日が 1 月から 7 月までの間にある場合は、前々年）の 12 月 31 日において年齢が 16 歳以上 19 歳未満であった者について、以下のとおり申し立てます。

☐ 16 歳以上 19 歳未満の控除対象扶養親族

1	フリガナ		続柄	生年月日
	氏 名			年 月 日
			住所（別居の場合）	
2	フリガナ		続柄	生年月日
	氏 名			年 月 日
			住所（別居の場合）	
3	フリガナ		続柄	生年月日
	氏 名			年 月 日
			住所（別居の場合）	

【添付資料】

- ・ 16 歳以上 19 歳未満の控除対象扶養親族の所得証明書

【注意事項】

- ・ この申立書は静岡県養育費取決支援金の交付を受けようとする方に、前年（申請日が 1 月から 7 月までの間にある場合は、前々年）の 12 月 31 日（年の途中で死亡した場合には、その死亡の日）において年齢が 16 歳 以上 19 歳未満の所得税法上の扶養親族がいる場合に、その扶養親族の氏名や、当該補助金の支給を受けようとする者との続柄等を記入いただくものです。
- ・ 所得税法上の扶養親族とは、前年（申請日が 1 月から 7 月までの間にある場合は、前々年）の 12 月 31 日（年の途中で死亡した場合には、その死亡した日）において、次のいずれにも該当する方です。
 - ①配偶者以外の親族（6 親等内の血族及び 3 親等内の姻族をいいます。）又は都道府県知事から養育を委託された児童（いわゆる里子）や市町村長から養護を委託された老人である。
 - ②あなたと生計を一にしている
 - ③前年（申請日が 1 月から 7 月までの間にある場合は、前々年）の所得税法上の合計所得金額が 38 万円以下
 - ④青色申告書の事業専従者として給与の支払いを受けていない又は白色申告書の事業専従者でない

様式第2号（用紙 日本産業規格A4縦型）

第 号
年 月 日

（住 所）
（氏 名）様

静岡県知事 印

静岡県養育費取決支援金交付決定（確定）通知書

年 月 日付けで申請のありました静岡県養育費取決支援金の交付について、下記のとおり交付することに決定（確定）したので通知します。

記

1. 交 付 額

金 _____ 円

2. 交付の条件

- （1）静岡県養育費取決支援金交付要綱（以下、「要綱」という。）に従うこと。
- （2）申請内容等に変更等が生じた場合は、速やかに知事へ報告すること。

様式第 3 号 (用紙 日本産業規格 A 4 縦型)

第 号
年 月 日

(住 所)
(氏 名) 様

静岡県知事 印

静岡県養育費取決支援金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました静岡県養育費取決支援金については、下記の理由により不交付としましたので通知します。

記

- 1 不交付とした理由

様式第 4 号 (用紙 日本産業規格 A 4 縦型)

第 号
年 月 日

(住 所)
(氏 名) 様

静岡県知事 印

静岡県養育費取決支援金支援金交付決定取消通知書及び返還命令書

年 月 日付け 第 号をもって通知しました静岡県養育費取決支援金支援金については、静岡県養育費取決支援金交付要綱第 7 の規定により交付決定を取消するとともに交付済の支援金について返還を命じます。

記

1. 取消理由

2. 返還を命ずる金額及び期限

- ・ 返還命令額 金 円
- ・ 返還期限 年 月 日